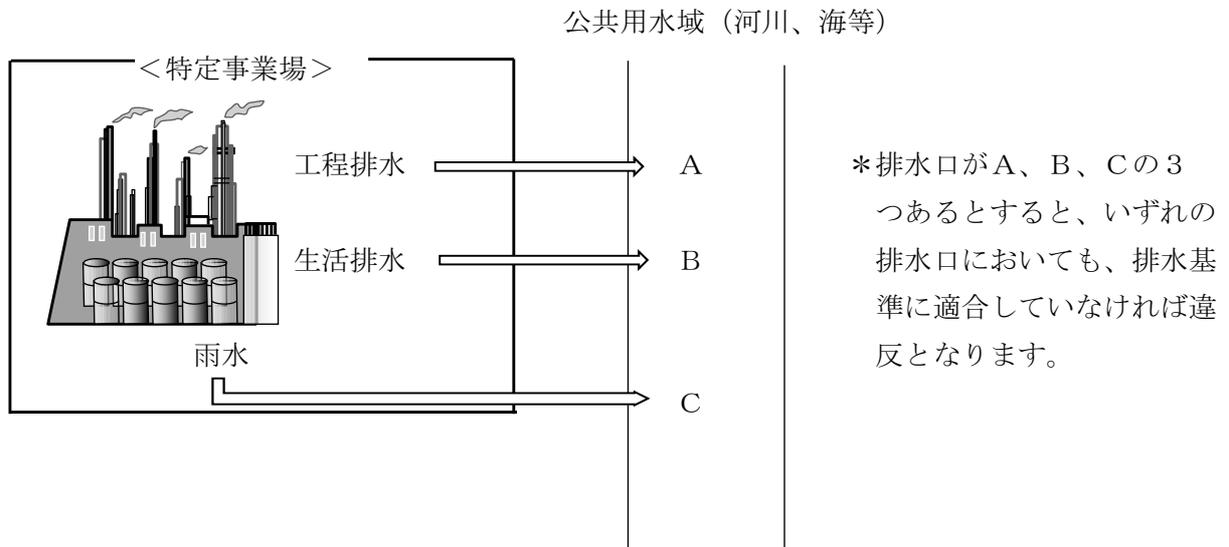


4 排水基準の遵守

排水水を排出する者は、その汚染状態が当該事業場の排水口において、排水基準に適合しない排水水を排出してはいけません。（法第12条第1項）

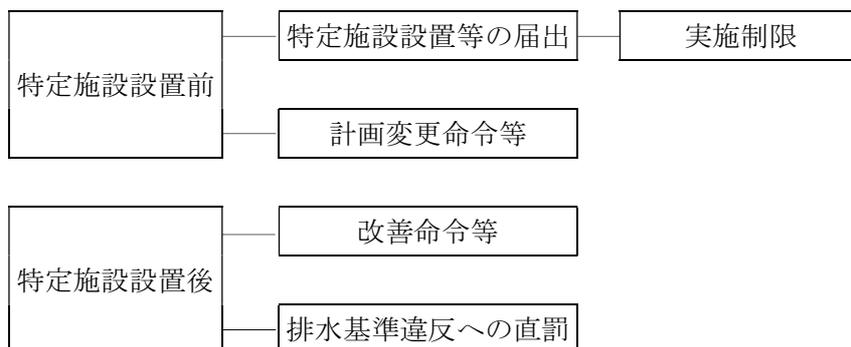
図 排水基準の適用される場所



(1) 排水基準を遵守させるための措置

都道府県知事(名古屋市にあっては市長)は、工場又は事業場に対し、排水基準を遵守させるために、計画変更命令、改善命令等の強制措置を取ることができるとされています。

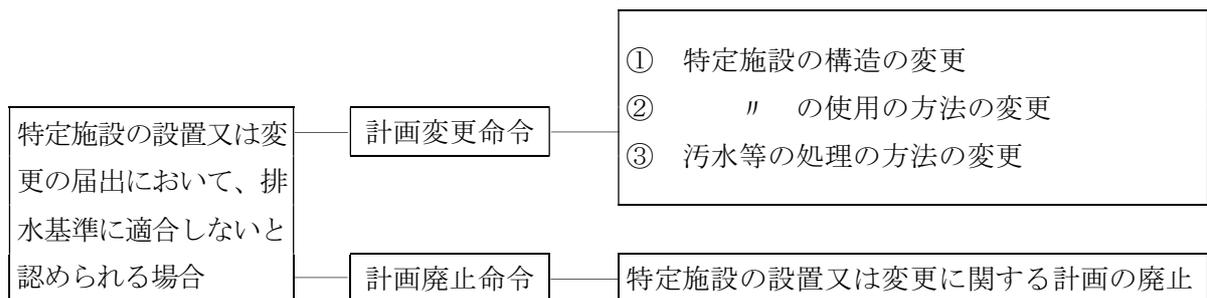
図 排水基準を遵守させるための措置



(2) 計画変更命令等

都道府県知事(名古屋市にあっては市長)は、特定施設の設置又は変更の届出があった場合に、その排出水の汚染状態が、当該排出口において、その排出水に係る排水基準に適合しないと認めるときは、その届出を受理した日から 60 日以内に限り、届出者に対しその届出に係る特定施設の構造、使用の方法若しくは汚水等の処理の方法に関する計画の変更、又は届出に係る特定施設の設置に関する計画の廃止を命ずることができるものとされています。(法第 8 条)

図 計画変更命令等の内容

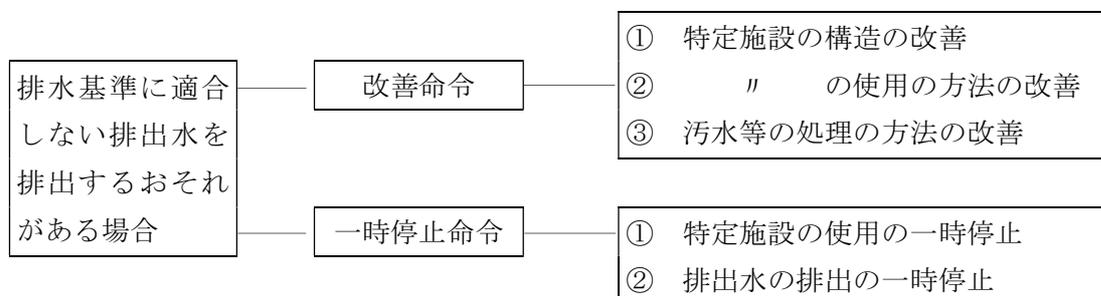


(3) 改善命令等

特定施設が設置された後で、その施設からの排出水により水質汚濁を起こすおそれがある場合があります。このときの措置として、改善命令と使用又は排出の一時停止命令という方法があります。

都道府県知事(名古屋市にあっては市長)は、排出水を排出する者が、その汚染状態が排水基準に適合しない排出水を排出するおそれがあると認めるときは、届出者に対し、期限を定めて特定施設の構造、使用の方法若しくは汚水等の処理の方法の改善を命じ、又は特定施設の使用若しくは排出水の排出の一時停止を命ずることができるものとされています。(法第 13 条)

図 改善命令等の内容



5 地下浸透の規制等

(1) 地下浸透の規制等

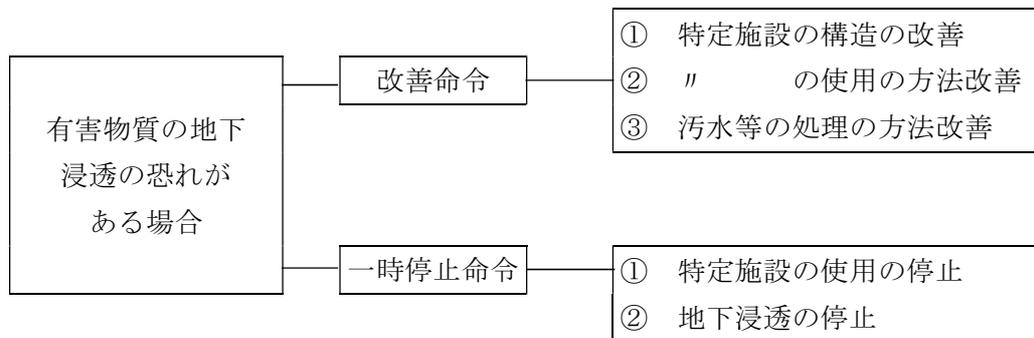
有害物質使用特定事業場から水を排出する者（特定地下浸透水を浸透させる者を含む。）は、有害物質を含む（検出される）水を地下に浸透させてはいけません。（**法第12条の3**）

これは、有害物質による地下水汚染を未然に防止するために設けられた規定で、漏出等非意図的な原因による有害物質の地下浸透に対しても、適用できることとなっています。

(2) 改善命令等

都道府県知事（名古屋市にあっては市長）は、有害物質使用特定事業場から有害物質を含む水を地下に浸透させるおそれがあると認められるときは、その設置者に対し、期限を定めて、特定施設の構造や使用方法、汚水等の処理方法の改善を命じ、又は特定施設の使用や地下浸透の一時停止を命ずることができます。（**法第13条の2**）

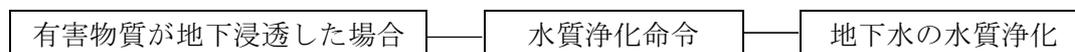
図 地下浸透の恐れがある場合の改善命令等



(3) 汚染地下水の水質浄化措置命令

都道府県知事（名古屋市にあっては市長）は、特定事業場からの有害物質が地下に浸透し人の健康に被害が生じる、又はそのおそれがあると認めたときは、特定事業場の設置者に、期限を定めて、地下水の水質浄化を命ずることができます（**法第14条の3**）。

図 地下浸透した場合の措置命令



⇒ 『有害物質使用特定事業場』：有害物質をその施設において製造し、使用し又は処理する特定施設（『有害物質使用特定施設』という。）を設置する特定事業場

⇒ 『特定地下浸透水』：有害物質使用特定事業場から地下に浸透する水で有害物質使用特定施設に係る汚水等を含むもの